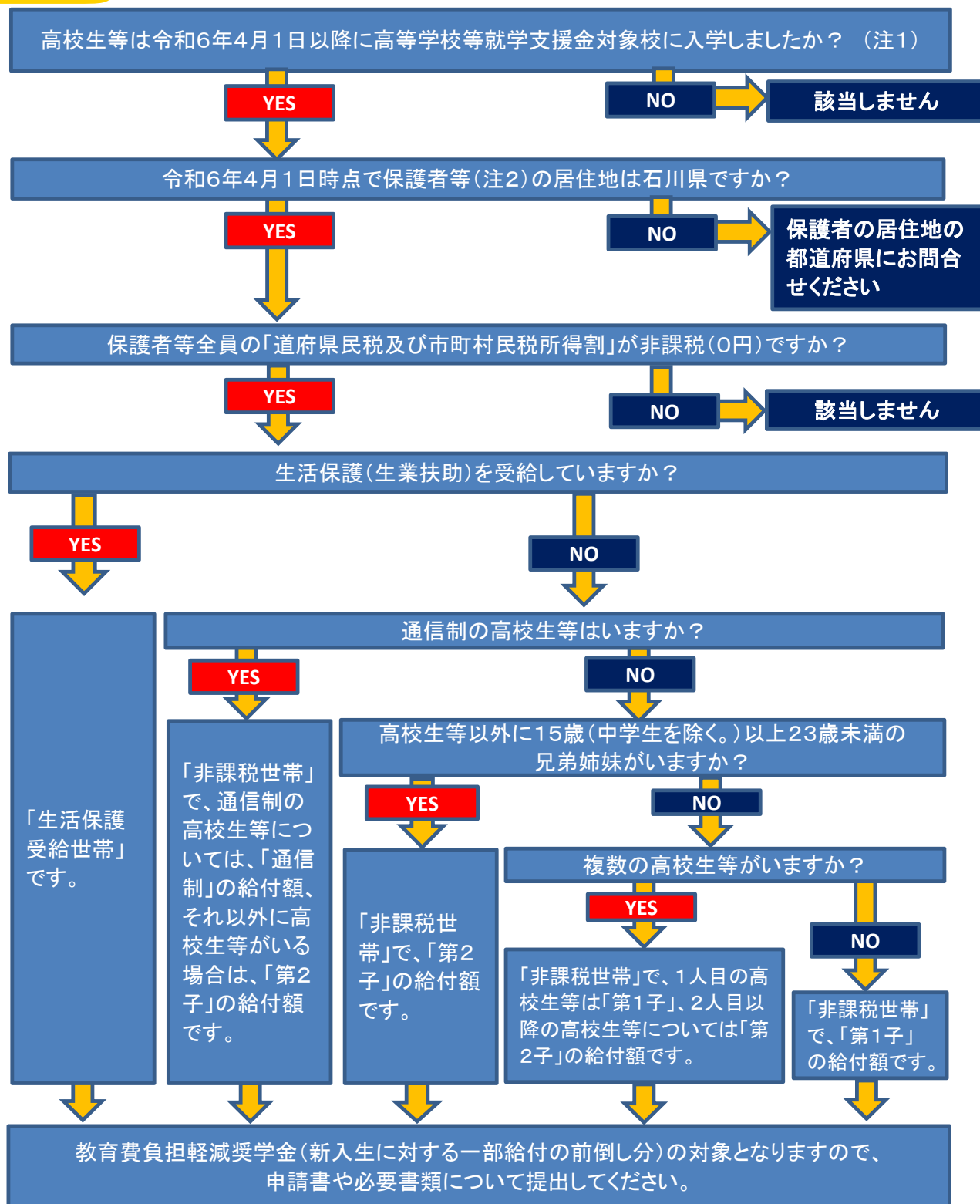




給付額について（令和6年4月～6月分）（注3）

	全日制・定時制 私立	通信制 私立
生活保護受給世帯	13,150円	13,150円
対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～ 第1子 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	35,650円	13,025円
対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～ 第2子 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	38,000円	

（注1） 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては対象とならない場合があります。

（注2） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

（注3） 令和6年7月～翌年3月分の給付金については秋以降に改めて申請いただく必要があります。